

一般質問通告書

佐野市議会議長 様

受付	番号	9
	令和	2年 8月27日
	午前・午後	9時37分

議会名	令和 2 年 第 5 回 佐野市議会定例会	
発言者	議席番号 3 番	菅 原 達
答弁を求める者 (選択してください)	<input checked="" type="radio"/> 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ <input checked="" type="radio"/> 担当部局長	
一般質問時に使用する資料の有無 (選択してください)	あり (資料提示 ・ 資料配付 ・ モニター使用) <input checked="" type="radio"/> なし	
大項目 (質問項目) 中項目 (質問細目)	小項目 (具体的な質問内容)	
1. 流域治水の推進について (1) 流域治水を推進する意義について	<p>①越水が起こり得ることを前提とした治水への見直しについて</p> <p>気候温暖化により激甚化する水害に備えると、これまでの計画高水位に収まることを前提とした洪水対策を見直す必要があり、越水が起こり得ることを前提とした治水へ見直すべきと考えるが、見解を伺いたい。</p> <p>②流域から河川への流入の抑制について</p> <p>今後も起こり得るであろう越水による洪水被害を未然に防止する為には、森林の保水機能の保全や調整池等の設置、田んぼダムの活用などで、流域から河川への洪水の流入を抑制する必要があると考えるが、見解を伺いたい。</p> <p>③氾濫の影響の軽減について</p> <p>洪水の氾濫域においては、越流堤から遊水地や農地などへ洪水を誘導することで、氾濫の影響を軽減することが可能である。</p> <p>農地の補償制度や、耕作放棄地の活用、グリーンインフラの整備なども含め、氾濫の影響を軽減する氾濫原減災対策が必要と考えるが、見解を伺</p>	

<p>(2) (仮称) 流域治水協議会の設置について</p> <p>(3) 流域治水を踏まえた地区防災計画の策定について</p>	<p>いたい。</p> <p>① <u>(仮称) 流域治水協議会の設置について</u> 流域治水を推進するためには、庁内を横断した組織づくりをはじめ、河川管理者との連携強化、治水の専門家や流域の住民などの意見を聞く場を設けることを目的とした、(仮称) 流域治水協議会を河川ごとに設置するべきと考えるが、見解を伺いたい。</p> <p>① <u>流域治水を踏まえた地区防災計画の策定について</u> (仮称) 流域治水協議会は河川ごとに流域全体の治水を考える場であり、そのもとで、流域内における地理的条件や土地利用の状況、洪水被害の違いなどを考慮に入れた個別具体的な流域治水を考える場も必要である。 地区防災計画の策定に当たっては、その地域における流域治水も検討項目に加え、流域治水を踏まえた地区防災計画として策定するべきと考えるが、見解を伺いたい。</p> <p>② <u>被災地域を優先した地区防災計画の策定について</u> (仮称) 流域治水協議会の実効性を高めるためには、地区防災計画の策定過程で出される地区ごとの流域治水の考え方を盛り込み、密接に連携を図る必要がある。 その為には、地区防災計画は、被災した地域(河川流域)を優先に策定するべきと考えるが、見解を伺いたい。</p> <p>③ <u>防災士と連携した地区防災計画の策定について</u> 防災士は、地区における流域治水の検討において専門的な立場で意見を述べることも含め、地区防災計画の策定において主導的な役割を担うべきと考えるが、見解を伺いたい。</p>
--	---